

建設キャリアアップシステム活用工事 試行ガイドラインの策定について

令和8年4月1日以降に入札公告等する全ての建設工事(工場製作のみの場合を除く。)が、建設キャリアアップシステム(以下「CCUS」)の対象工事となります。

1 対象

山陽小野田市(水道局及び病院局は除く。)が発注する全ての建設工事が対象です。ただし、工場製作のみの工事は対象外です。

2 発注方式

発注の方式は、「受注者希望型」とします。

3 工事内容の変更

CCUSを活用した場合においても、工事金額の変更はしません。

4 工事成績

以下の項目の①②について満足した場合については、「工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表」の「5. 創意工夫」にて1点の加点とします。

①施工体制登録 技能者率	登録体制技能者率 土木系工事 60%以上 営繕系工事 30%以上
②就業履歴情報 登録状況	就業履歴情報の蓄積環境を全工事期間維持

5 適用基準日

令和8年4月1日以降に入札公告又は指名通知する建設工事から適用します。